平成 27 年 (2015 年) 12 月 2 日 建 設 委 員 会 資 料 都市基盤部道路・公園管理担当

(仮称) 本町五丁目公園及び(仮称) 南部防災公園の運用(案) について

来春に開園を予定する、(仮称)本町五丁目公園及び(仮称)南部防災公園を利用する際の利用時間帯、使用料等の提供条件に関する考え方を取りまとめたので報告する。

1. 公園概要

(1)(仮称)本町五丁目公園

所 在 地	中野区本町5丁目28番				
公園面積	1 1, 8 5 2.51 m ²				
運動広場面積	全体約4,400㎡				
	少年野球コート	1面	4,400 m²		
	少年サッカーコート	1面	2,400 m ²		
	フットサルコート	2面	8 0 0 m²		

(仮称) 南部防災公園

所 在 地	中野区南台1丁目15番			
公園面積	10,035.12 m ²			
	全体約2,800m²			
運動広場面積	少年サッカーコート	1面	2,400m²	
	フットサルコート	1面	8 0 0 m ²	

(2) 施設配置 別図のとおり

2. 運動広場の利用条件

(1) 利用の想定

団体利用枠及び自由利用枠を設定する。

団体利用は少年野球、少年ソフトボール、少年サッカー、フットサル、ゲートボール、グランドゴルフを想定。

(2) 利用時間帯

- 1コマあたりの時間
 2時間/1コマとする。
- ② 自由利用枠

水曜日及び土曜日の午後は、自由利用時間枠とする。

また、団体利用が無い場合は、いつでも自由利用時間として利用可能とする。

③ 利用時間設定

近隣住宅への影響を考慮し、早朝利用は設定しない。

利用時間	9:00~	11:00~	13:00~	15:00~	17:00~
/時間帯	11:00	13:00	15:00	17:00	19:00
6月1日~	団体利用	団体利用	団体利用	団体利用	団体利用
8月31日			(☆)	(☆)	(☆)
9月1日~	団体利用	団体利用	団体利用	団体利用	
5月31日			(☆)	(☆)	

(☆) 印は自由利用時間帯を示す。

(3) 使用料及び減額免除について

使用料については、白鷺せせらぎ公園多目的運動場と同様に、中野区公園条例別表第3(第10条関係)に定める有料施設の使用料を適用する。

- 使用料
 - 2時間あたり6,500円
- ② 減額免除
 - ア. 100分の50減額

社会教育団体が大会、教室等を主催して使用する場合 区内の学校がスポーツに関する学校行事を主催する場合

- イ. 100分の30減額
 - 国や他公共団体が事業のために使用する場合 区内の公営法人及び公共的団体が公益的事業のために使用する場合
- ウ. 区民で構成された少年スポーツ団体は、100分の70を減額。
- エ. 65歳以上の団体は100分の50を減額する。
- オ. 区長が特別に認めた団体は免除する。

(4) 団体利用の受付

団体登録をしたうえで、利用申込みの受付を行う。

3. 今後の予定

平成28年1月下旬

~2月上旬 地元説明、スポーツ団体説明

2月下旬 (仮称) 南部防災公園開園

3月中旬 (仮称)本町五丁目公園開園



